

〔別紙〕

様式1

事業報告書
(自 令和4年9月1日 至 令和5年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人いとう耳鼻科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 鹿児島県いちき串木野市曙町95番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成11年6月30日

- (4) 設立登記年月日 平成11年9月13日

- (5) 役員及び評議員

| | 氏名 | 備考 |
|-----|-----------|----------|
| 理事長 | 伊東 小都子 | 院長 (管理者) |
| 理事 | 伊東 一則 | |
| 同 | 伊東 紀子 | |
| 同 | 伊東 由佳 | |
| 監事 | ハクスタブル由季奈 | |
| | | |

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種類 | 施設の名称 | 施設の医療機関コード 又は介護事業所番号 | 開設場所 | 許可病床数 |
|-----|--------|-------------------------|-------------------|-------|
| 診療所 | いとう耳鼻科 | 4611810336 | 鹿児島県いちき串木野市曙町95番地 | |

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実施場所 | 備考 |
|---|---------------------------------|----|
| 指定障害者福祉サービス事業 （就労継続支援B型） ワークスペース i | いちき串木野市生福9881番地10 | |
| 指定障害者福祉サービス事業 （共同生活援助） ナカヨシハウス ナカヨシハウス（グランジュテ） | いちき串木野市御倉町206 いちき串木野市曙町95番地3 | |
| 指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業（地域移行支援） 指定障害児相談支援事業 スマイルスペース i | いちき串木野市生福9881番地10 | |
| 指定障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後デイサービス） あいあいスペース きっずスペース i | いちき串木野市生福9881番地10 | |
| 病児・病後児保育事業 あいあいきっず | いちき串木野市曙町95番地 | |

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和4年10月19日 令和4年度決算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

様式 2

法人名 医療法人いとう耳鼻科

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県いちき串木野市曙町95番地

財 産 目 録

(令和5年8月31日現在)

| | | | |
|------|-----|---|------------|
| 1. 資 | 産 | 額 | 476,969 千円 |
| 2. 負 | 債 | 額 | 281,120 千円 |
| 3. 純 | 資 産 | 額 | 195,849 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|---------|
| A 流 動 資 産 | 105,592 |
| B 固 定 資 産 | 371,377 |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 476,969 |
| D 負 債 合 計 | 281,120 |
| E 純 資 産 (C-D) | 195,849 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人いとう耳鼻科

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県いちき串木野市曙町95番地

貸借対照表

(令和5年 8月 31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-------------|---------|--------------|---------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| I 流動資産 | 105,592 | I 流動負債 | 100,860 |
| II 固定資産 | 371,377 | II 固定負債 | 180,260 |
| 1 有形固定資産 | 285,797 | (うち医療機関債) | |
| 2 無形固定資産 | 152 | 負債合計 | 281,120 |
| 3 その他の資産 | 85,427 | 純資産の部 | |
| (うち保有医療機関債) | | 科目 | 金額 |
| | | I 出資金 | 5,000 |
| | | II 利益剰余金 | 190,849 |
| | | III 評価・換算差額等 | 0 |
| | | 純資産合計 | 196,849 |
| 資産合計 | 476,969 | 負債・純資産合計 | 476,969 |

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人いとう耳鼻科

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県いちき串木野市曙町9番地

損 益 計 算 書
(自 令和4年9月1日 至 令和5年8月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------|---------|
| I 事業損益 | |
| A 本来業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 79,310 |
| 2 事業費用 | 95,326 |
| 本来業務事業損失 | 16,016 |
| B 附帯業務事業利益 | |
| 1 事業収益 | 158,598 |
| 2 事業費用 | 190,652 |
| 附帯業務事業損失 | 32,054 |
| 事業損失 | 48,069 |
| II 事業外収益 | 239,844 |
| III 事業外費用 | 1,577 |
| 経常利益 | 190,197 |
| IV 特別利益 | 0 |
| V 特別損失 | 0 |
| 税引前当期純利益 | 190,197 |
| 法人税等 | 71 |
| 当期純損失 | 190,849 |

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人いとう耳鼻科
所在地 鹿児島県いちき串木野市曙町9.5番地

※医療法人整理番号

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類 | 名称 | 所在地 | 総資産額 (千円) | 事業の内容 | 関係事業者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| | | | | | | | | | |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類 | 氏名 | 職業 | 関係事業者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|----|----|---------------|--------------|--------------|------|--------------|
| 役員 | | | | 賃借料支払い、(注) 1 | 13,051 | 地代家賃 | 1,087 |
| 役員 | | | | 賃借料支払い、(注) 1 | 3,888 | 地代家賃 | 324 |
| 役員 | | | | 賃借料支払い、(注) 1 | 600 | 地代家賃 | 50 |
| 役員 | | | | 賃借料支払い、(注) 1 | 1,920 | 地代家賃 | 160 |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 不動産の賃借料は、近隣相場を参考にしている。

様式6

監事監査報告書

医療法人いとう耳鼻科
理事長 伊東 小都子 殿

私は、医療法人いとう耳鼻科の令和3年度会計年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年10月20日

医療法人いとう耳鼻科
監事 ハクスタブル 由季奈

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。